

工事材料使用願【紙提出用】

〇〇農林振興局長 殿

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名
(押印不要)

1 工事名 _____
 2 路河川名 _____
 3 工事場所 _____
 4 工 期 _____ 〇〇年〇〇月〇〇日 ~ _____ 〇〇年〇〇月〇〇日

標記工事について、下記材料を使用したいので提出します。

記

番号	材 料 名	規 格	使用 予定 数量	単位	製造元		購入元		備考 (摘要・有効期限等) 注5)		
					県産品 注1)	製造会社名 注2) (都道府県名)	取引店名 注3) (県外：都道府県名) (県内：市町村名)	県内店		県外の 理由 注4)	
1	アスファルト乳剤	PK3・PK4	25	kg	(d)	△△株式会社 (鹿児島県)	△△商事 (宮崎市)	○	(1)	試験成績表	
2	集水桝	600×900×700	8	基	(a)	県産品の場合は、記入不要				試験成績表	
3	MK側溝	2種300A×2000 T-25	5	本	(b)						試験成績表
4	〇〇〇ブロック	200	100		(b)						区分別整理番号No.1001 品質証明書
5											
6										HPに記載された 区分番号 注5)	
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

県産品の分類を入力
注1)
県産品である場合は、
証明する資料を添付。

県産品ではない場合は
理由を入力 注4)

区分別整理番号No.1001
品質証明書

HPに記載された
区分番号 注5)

注1) 下記の分類からあてはまるものを記入すること。

- (a) 県内に主たる営業所を有する企業が生産、加工又は製造したもの
- (b) (a)以外のもの、県内の事業所等で生産、加工又は製造されたもの
- (c) (a)、(b)以外のもの、原材料等に占める県産品の費用割合が過半数を占めるもの
- (d) 県産品でないもの

※上記の公共工事における県産品の考え方については、県HP「しごと・産業」公共事業・建築・土木技術基準に掲載しており、「公共工事における県産品の優先使用について」による。

注2) 製造会社名の下に () 書きで製造工場がある都道府県名を記入すること。なお、県産品である場合には、記入不要とする。

注3) 取引店名の下に () 書きで取引店の所在地を記入する。所在地は、取引店が県外の場合は都道府県名を、県内の場合は市町村名を記入し「県内店」欄に「○」を記入すること。なお、県産品である場合には、記入不要とする。

注4) 下記の分類からあてはまるものを記入すること。

- (1) 県産品がないため。
- (2) 県内に在庫がないため。
- (3) 購入先で県産品の取扱がないため。

注5) 材料毎の品質規格証明書等を添付すること。また、県産品については、それを証明する資料を添付することとし、品質規格証明書等で確認できる場合は、資料を不要とする。なお、宮崎県新技術等活用促進システムにおいて、県産品登録がされている材料については、備考欄に「【区分別整理番号No.〇〇】」と記載し、県産品を証明する資料添付は不要とする。

担当 課長	総括 監督員	主任 監督員	現場 代理人	主任 (監理) 技術者

工事打合せ簿

(株) ●●建設

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇月〇日
工事名	情報共有システムの鑑（工事打合せ簿）の記載例		
(協議内容等)	【記載例】 土木工事共通特記仕様書(令和〇年〇月版)の第5章 第5-2条に基づき「工事材料使用願」及び品質規格証明書を提出します。		
上記事項に対する処理事項等			
処理日 年 月 日			

総括 監督員	主任 監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

工事材料使用願【情報共有システム用】

本工事において下記材料を使用したいので提出します。

記

県産品ではない場合は理由を入力 注4)

番号	材 料 名	規 格	使用 予定 数量	単位	製造元		購入元		県外の理由 注4)	備 考 (摘要・有効期限等) 注5)
					県産品 注1)	製造会社名 注2) (都道府県名)	取引店名 注3) (県外：都道府県名) (県内：市町村名)	県内店		
1	アスファルト乳剤	PK 3・PK 4	25	%	(d)	△△株式会社 (鹿児島県)	△△商事 (宮崎市)	○	(1)	試験成績表
2	集水柵	600×900×700	8	基	(a)					試験成績表
3	MK側溝	2種300A×2000 T-25	5	本	(b)	県産品の場合は、記入不要				試験成績表
4	〇〇〇ブロック	200	100		(b)					【区分別整理番号No1001】 品質証明書
5										HPに記載された 区分番号(柱5)
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

県産品の分類を入力
注1)
県産品である場合は、
証明する資料を添付。

HPに記載された
区分番号(柱5)

注1) 下記の分類からあてはまるものを記入すること。

- (a) 県内に主たる営業所を有する企業が生産、加工又は製造したもの
- (b) (a)以外のもので、県内の事業所等で生産、加工又は製造されたもの
- (c) (a)、(b)以外のもので、原材料等に占める県産品の費用割合が過半数を占めるもの
- (d) 県産品でないもの

※上記の公共工事における県産品の考え方については、県HP「しごと・産業」公共事業・建築・土木技術基準に掲載しており、「公共工事における県産品の優先使用について」による。

注2) 製造会社名の下に () 書きで製造工場がある都道府県名を記入すること。なお、県産品である場合には、記入不要とする。

注3) 取引店名の下に () 書きで取引店の所在地を記入する。所在地は、取引店が県外の場合は都道府県名を、県内の場合は市町村名を記入し「県内店」欄に「○」を記入すること。なお、県産品である場合には、記入不要とする。

注4) 下記の分類からあてはまるものを記入すること。

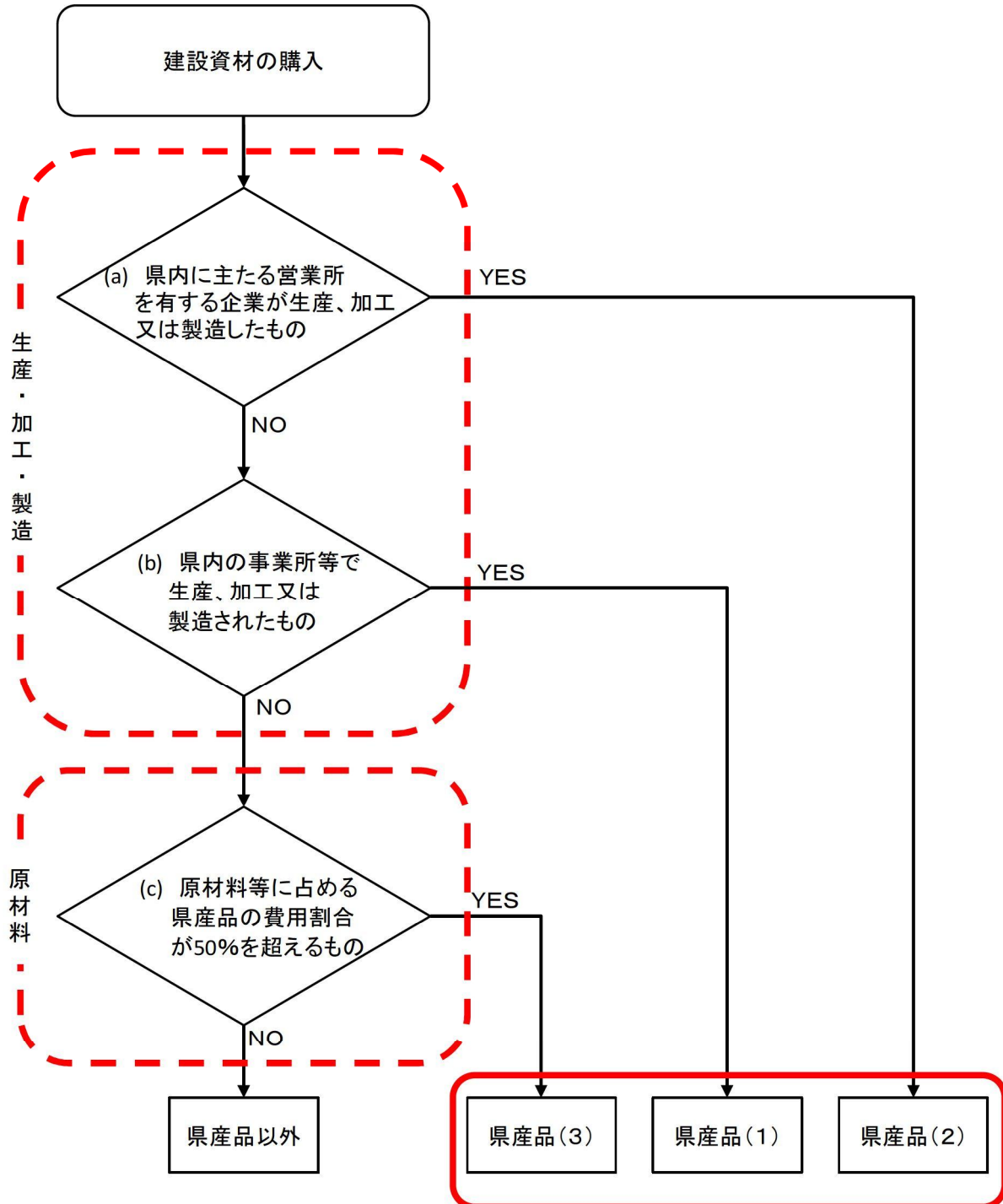
- (1) 県産品がないため。
- (2) 県内に在庫がないため。
- (3) 購入先で県産品の取扱いがないため。

注5) 材料毎の品質規格証明書等を添付すること。また、県産品については、それを証明する資料を添付することとし、品質規格証明書等で確認できる場合は、資料を不要とする。なお、宮崎県新技術等活用促進システムにおいて、県産品登録がされている材料については、備考欄に「【区分別整理番号No.〇〇】」と記載し、県産品を証明する資料添付は不要とする。

注6) 本様式は、情報共有システムの鑑(工事打合簿)の添付資料として扱うものとする。

(参考)

公共工事に使用する建設資材の基本的な考え方について



- 1 公共工事における県産品の取扱い
次のいずれかに該当する建設資材を、県産品として取り扱うものとする。
- (1) 県内の事業所等で生産、加工又は製造されたもの
 - (2) 県内に主たる営業所を有する企業が生産、加工又は製造したもの
 - (3) 県産品を原材料等として使用したもので、原材料等に占める県産品の費用割合

別添 2

※県産品であることが分かる資料は、品質規格証明書等として添付されている資料で確認できれば、追加資料は不要です

令和〇年〇月〇〇日

株式会社〇〇建設 殿

製造会社の主たる営業所(本店)
の住所が確認できる

株式会社〇〇ブロック工業
宮崎県宮崎市〇〇町〇〇〇〇

TEL 0985-XX-XXXX

FAX 0985-XX-XXXX

納品予定報告書

工事名：令和〇年度△△△△第 XX-XX-X 号 国道〇〇号 〇〇工区 〇〇工事

製品名：集水桝（600×900×700）1号

備考：

※県産品であることが分かる資料は、品質規格証明書等として添付されている資料で確認できれば、追加資料は不要です

別添 3

セメント二次製品納品予定報告書(協会等独自様式)
株式会社 ○○建設 殿

年 月 日

セメント二次製品製造工場

住所 宮崎県宮崎市●●●町●●●
氏名 ○○○○○株式会社 宮崎工場

セメント二次製品納品予定報告書

製造工場の所在地で県産品であることが確認できる

当工場より納品予定のセメント二次製品について、「セメントコンクリート製品使用の取扱要領」（別添 2）提出資料一覧表の製品区分、製品名、規格を報告致します。

記

区分	品名	規格	区分	品名	規格
②	MK側溝	2種 300A×2000 T-25			

- ・製品区分①：JIS表示認証製品、②：過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品、③：左記以外の製品。
 - ・製品区分②と判断できる根拠として、「工場検査合格証」及び「工場検査立会書」を添付します。
 - ・製品区分③の場合、「セメントコンクリート製品使用の取扱要領」の別添2. 提出書類一覧表に肪載された、公設試における過去6か月以内のコンクリートの圧縮強度の試験成績書や工場の品質管理体制の資料、過去6か月以内の材料試験成績表を提出します。
 - ・品質規格証明書（製品検査記録表）については、本報告書提出時点に於いてどのロットの製品が出荷されるか分からないため、直近の品質規格証明書（製品検査記録表）を提出します。
（直近の製造が無い場合には、検査結果項目が空欄の品質規格証明書を添付します）
（この場合、品質規格証明書（製品検査記録表）は最初の納品時にまで現場にお届けします）
 - ・品質規格証明書（製品検査記録表）は、実際に現場に納品された製品のロットを確認の上、ロットが異なる場合には再提出致します。
- ただし、品質規格証明書（製品検査記録表）は製品規格毎・ロット毎に1枚とし、納品完了後速やかに提出します。
（事前に提出した記録表よりも、古いロットの品質規格証明書（製品検査記録表）が提出されることもあります。）
- ※ 本報告書はセメント二次製品（コンクリート製品）工場から受注者（施工会社）様に提出するものである。
 - ※ 参-3の工事材料使用願が容易に作成できるよう、本報告書は工場毎に正確に記載・提出する。
 - ※ 宮崎県県土整備部、土木工事の技術基準。9土木工事施工管理の統一事項10. 2セメントコンクリート製品の使用の取り扱いに準ずる。



工事材料使用願には添付不要です

別添 4

宮崎県新技術活用促進システム

✂ 新技術の区分及び登録件数

[県内関連技術](#)
[県内活用技術](#)
[その他技術](#)
[県産品](#)

[新技術の絞り込み検索](#)

「県産品」をクリック

区分	全登録件数	県内関連技術	県内活用技術	その他技術
工法	202件	24	61	117
材料	36件	6	12	18
機械	4件	1		3
製品	125件	52	30	43
その他	12件	3	1	8
合計	379件	86	104	189

✂ 新技術の名称

技術名称	内容
県内関連技術	【技術開発者が県内の企業である】、【主たる資材の製造工場が県内にある】、もしくは【資材の主たる原材料が宮崎県内産である】ことのいずれかに合致する新技術
県内活用技術	県内関連技術以外の新技術で【宮崎県内の公共工事、（国、県及び市町村発注）で活用実績のある】新技術
その他技術	県内活用技術以外の新技術で、【国土交通省が運用している新技術情報提供システム（NETIS）に登録】、【建設技術審査証明がある】、新技術



✂ 技術・県産品の検索

技術区分

カテゴリ

キーワード

県産品 県産品を使用する技術のみを表示する。

2件中1~2件を表示

並び替え

※新規承認日が「H24.04」と表示されている情報は「H24.04以前に承認・公開された」ことを示します。

区分別整理番号	県産品	技術区分	カテゴリ	技術名称	開発者名または申請者	技術の分類	NETISの登録番号	技術証明等	公共工事での施工実績		活用区分	県内開発	県内製造	県産資材	県内取扱店(商社)	新規承認日	リサイクル
									県内	県外							
100	<input type="radio"/>	県内関連技術	製品	○○○ブロック	○○○○○株式会社	積みブロック工		無	100	0	A	有	<input type="radio"/>			R4.04	
200	<input type="radio"/>	県内関連技術	製品	落蓋側溝	○○○○○株式会社	排水構造物工		無	1300	0	A	有	<input type="radio"/>			R4.06	
300	<input type="radio"/>	県内関連技術	材料	○○○○系湧水抑制材	△△△△△株式会社	トンネル付属		無	0	10	A	有				R5.01	
400	<input type="radio"/>	県内関連技術	材料	●●●●●●	株式会社●●●●	植生基盤材	AA-AAAAAA-A	無	0	5	A	有				R5.01	

4件中1~4件を表示

この番号を工事材料使用願に記入する

※これはイメージであり、実際の内容とは異なります。